

美深町いじめ防止基本方針

<はじめに>

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

このため、美深町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）は、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境をつくります。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、これを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めます。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた児童生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政等の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服します。

3 いじめの禁止

児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはなりません。

4 関係者の責務や役割

(1) 町教育委員会の責務

- ① 町教育委員会は、いじめの防止等のための対策について、北海道その他の関係機関及び団体との緊密な連携協力の下、本町の状況に応じた施策を策定し、実施することとします。

- ② 町教育委員会は、設置する学校（以下「町立学校」という。）におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずることとします。
- (2) 町立学校及び教職員の責務
- ① 町立学校及び教職員は、児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処することとします。
- ② 町立学校及び教職員は、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めることとします。
- (3) 保護者の責務
- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、その言動が保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため規範意識、生命を大切に、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努めることとします。
- ② 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護することとします。
- ③ 保護者は、町教育委員会及び町立学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めることとします。
- (4) 町民及び事業者の役割
- ① 町民及び事業者は、地域において児童生徒と触れ合う機会を大切に、地域全体で児童生徒を見守るとともに、町立学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者が連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めることとします。
- ② 町民及び事業者は、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に町立学校へ通報するなど、町教育委員会及び町立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることとします。
- (※「事業者」とは、美深町内で事業活動を行う個人、法人、団体のこと)

第2章 いじめの防止等のために町教育委員会が実施する施策

- 1 美深町いじめ防止基本方針策定の基本的な考え方
- 町教育委員会は、国のいじめ防止基本方針を参酌し、本町の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「美深町いじめ防止基本方針」という。）を定めます。
- 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置
- 本町におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、各関係機関及び必要に応じて参加する心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織（以下「美深町いじめ防止等対策組織及び調査組織」という。）として、美深町青少年問題協議会を位置づけます。
- 3 いじめの未然防止、早期発見に関すること
- (1) 町教育委員会は、町立学校におけるいじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査その他の必要な措置を講じます。

- (2) 町教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるため体制の整備に必要な施策を講じます。
- (3) 町教育委員会は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理・福祉等に関する専門的知識を有し、いじめの防止等を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講じます。
- (4) 町教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進捗状況を勘案し、町立学校、児童生徒及びその保護者に対し最新の情報を提供する等必要な措置を講じます。
- (5) 町教育委員会は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報、啓発活動を行います。
- (6) 町教育委員会は、大学や専門的な知見及び人材を有する民間団体等と連携し、いじめの防止等に係る教職員の積極的な研究活動を促進します。

4 いじめへの対処に関すること

- (1) 町教育委員会は、町立学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じ、当該町立学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講じることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行います。
- (2) 町教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けるために適切な措置を速やかに講じます。
- (3) 町教育委員会は、他の市町村教育委員会等と連携して、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、町立学校が、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。
- (4) 町教育委員会は、他の市町村教育委員会等と連携して、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒のうち指導上配慮を要する者の進学及び転学に際し、当該いじめの事案に係る情報についての学校間の引継ぎが個人情報の取扱いに配慮しつつ、確実かつ適切に行われるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。

第3章 いじめの防止等のために町立学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

- (1) 町立学校は、美深町いじめ防止基本方針を参酌し、当該町立学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めます。
- (2) 町立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、当該町立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、当該町立学校に在籍する児童生徒の意見を反映させるよう努めます。
- (3) 町立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければなりません。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

町立学校は、当該町立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該町立学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置きます。

3 いじめの未然防止、早期発見に関すること

- (1) 町立学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進しなければなりません。
- (2) 町立学校は、いじめを防止するため、児童生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援を行います。また、児童生徒、保護者、教職員等に対するいじめの防止に関する理解の促進その他の必要な施策を講じます。
- (3) 町立学校は、児童生徒、保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行います。
- (4) 町立学校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければなりません。
- (5) 町立学校は、いじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見、早期解消を図るため、質問票の使用及び児童生徒への面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講じます。
- (6) 町立学校は、児童生徒、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備します。また、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮します。

4 いじめへの対処に関すること

- (1) 町立学校は、いじめの通報を受けたとき、その他児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を町教育委員会に報告します。
- (2) 町立学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得て継続的に対応します。
 - ① いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援
 - ② いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言
- (3) 町立学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講じます。
- (4) 町立学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者及びいじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよういじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめ事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講じます。

- (5) 町立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所管警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求めなければなりません。
- (6) 町立学校の校長及び教員は、当該町立学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えることができます。

第4章 重大事態への対処

- 1 町立学校は、次の重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、町教育委員会に報告しなければなりません。又、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申立てがあったときも同様とします。
 - (1) いじめにより当該町立学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該町立学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- 2 町教育委員会は町立学校から上記1の(1)(2)の重大事態が発生した疑いがある旨の報告を受けたときには、町長に報告し当該重大事態に対処するとともに、速やかに美深町いじめ防止等対策組織及び調査組織を活用し、事実関係を明確にするための調査を実施します。又、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申し立てがあったときも同様とします。
- 3 町教育委員会は、上記2の調査を行うに当たっては、必要に応じて第三者の参画を得ます。
- 4 町教育委員会は、上記2の調査が終了したときは、その調査結果を町長に報告します。この場合において、いじめを受けた当該児童生徒又はその保護者が希望するときは、当該児童生徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付します。
- 5 町教育委員会は、上記2の調査が終了したときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた当該児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係その他必要な情報を適切かつ迅速に提供します。
- 6 町教育委員会は、上記2の調査の結果を踏まえ、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

第5章 取組の点検、評価等

- 1 町教育委員会は、美深町いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを見直します。
- 2 各町立学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを見直します。

いじめ防止等対策組織及び調査組織について

